

大阪大学医学系研究科における研究費の不正使用に関する調査結果（概要）

※ 本件については、平成22年8月20日に中間報告を行ったが、その後調査対象年度を広げて調査を進め、平成23年2月10日、平成16年度以降の不正使用の調査結果を公表したものである。

1 当事者

医学系研究科 特任教授 森本兼曩(以下「森本教授」という。)

2 調査の経緯

平成22年4月28日、医学系研究科の森本教授が特任研究員の名前で架空の旅行命令を切らせるなど研究費の不正使用をしている疑いがあるとの通報があったことを受け、同6月2日、「研究費等の不正使用に係る調査委員会」を設置した。

3 調査の対象・方法等

森本教授が所属する研究室に係る平成16年度以降の研究費について調査を行った。森本教授を含め関係者から49回の事情聴取及び経理関係書類の精査を実施した。森本教授から2回、意見書の提出があった。

4 不正に使用されたと認められる研究費の額

41,762,725円

5 事実関係

(1) 旅費

- 森本教授について、平成16年度以降、3,626,310円のカラ出張等が認められる。
- 研究室の助教等の名義の旅費について、平成16年度以降、13,288,670円のカラ出張等が認められる。
- 森本教授の海外出張について、出張伺いと実際の出張の内容が不一致なものがあり、4,134,295円を返還する必要があると認められる。
- 森本教授の海外出張における出張旅費の内453,690円については、森本教授の家族の旅費であると認められる。

(2) 奨学寄附金によるタクシーの利用

- 奨学寄附金によるタクシー代の使用について、3,353,910円が不正な使用等と認められる。

(3) 架空伝票操作による物品の購入

- 平成16年度以降、研究室に係るパソコン等の物品購入に関して、15,935,423円の架空伝票が作成されている。

(4) 特任研究員等の給与の支給と一部戻し

- 特任研究員が欠勤している期間について、970,427円の給与が支払われている。
- 特任研究員等5人が、支払われた給与から少なくとも合計3,781,057円を研究室に戻している。

(5) 通帳の預金の使途

- 森本教授以外のカラ出張の旅費及び特任研究員等から戻しのあった給与は、概ね研究室の通帳に預金されている。
- 通帳から森本教授に少なくとも合計7,175,692円が渡されている。
- 平成21年8月の森本教授の家族のアメリカ旅行旅費444,210円が、研究室の通帳の預金から支払われていることが認められる。

(6) 私的流用

- 少なくとも4,524,210円は、森本教授が研究費を私的に流用したものと認められる。